

## 高 後期高齢者医療制度の給付制度

国保年金課後期高齢者医療係 (☎5722-9838、FAX5722-9339)

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受けたかたを含む)が加入する医療制度です。医療費の一部負担金(1~3割)の支払いで診療を受けられるほか、次のような給付制度があります(いずれも申請が必要)。

### 高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度と介護保険制度で、1年間(3年8月~4年7月)に支払った世帯合計額が限度額(表1)を超えた場合、差額を支給します。対象者には3月中旬に申請書をお送りします。

表1 限度額

所得区分(別表★)	後期高齢者医療と介護保険の世帯合計額	・高額療養費、高額介護サービス費支給後の金額が対象 ・世帯の総支給額が500円以下の場合には支給なし ・後期高齢者医療制度または介護保険制度の自己負担額が0円の場合は対象外
現役並み所得	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一般		56万円
住民税非課税ほか	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

### ★別表 所得区分

所得区分	判定基準	負担割合	
現役並み所得	Ⅲ	690万円以上	3割
	Ⅱ	世帯の被保険者のうち住民税課税所得が最も高いかたの課税所得が380万円以上690万円未満	
	Ⅰ	145万円以上380万円未満	
一般	Ⅱ	28万円以上145万円未満	2割
	Ⅰ	28万円未満	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない	1割
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯で全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得(給与所得の場合は、所得から10万円を引いた金額)が0円	

### 療養費

- 次の場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。
- やむを得ず、被保険者証を提示せずに受診
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具費、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術、骨折・捻挫等で受けた柔道整復師の施術
- 海外で受けた治療(治療目的で渡航した場合は対象外)

### 移送費

医師の指示により緊急的な必要性があつて移送された場合に、やむを得ないと保険者が認めた場合に限り、移送費を支給します(転院・退院時、検査目的、タクシー利用、自宅からの移送などは対象外)。

### 高額療養費

1カ月ごとの自己負担額が限度額(表2)を超えた場合、差額を高額療養費として支給します。対象者には、診療月から約4カ月後に申請書をお送りします。一度申請すると振込口座が登録されるため、次回以降は申請不要です。

表2 限度額

所得区分(別表★)	1カ月の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院と外来の合計額(世帯ごと)
現役並み所得	Ⅲ	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1%(140,100円)
	Ⅱ	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1%(93,000円)
	Ⅰ	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%(44,400円)
一般	Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低いかた(*144,000円)
	Ⅰ	18,000円(*144,000円)
住民税非課税ほか	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	8,000円

※く)内は、過去1年間に高額療養費の支給が3回あった場合、4回目以降から適用になる限度額  
\*外来診療における、1年間(3年8月~4年7月)の限度額

### 葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた(喪主)に7万円を支給します。申請期間は、葬儀(告別式)の翌日から2年以内です。

## 高 経験や元気を生かしていきいきサポーターとして活動しませんか

区高齢福祉課いきがい支援係 (☎5722-9837、FAX5722-9474)

65歳以上のかたが、社会貢献活動に参加し、生きがいづくりや社会参加、介護予防を目指すめぐろシニアいきいきポイント事業を実施しています。

いきいきサポーター研修を受け、サポーターに登録して社会貢献活動をする、目黒区商店街商品券と交換できるポイントがたまります。

- 活動内容
- 保育補助
  - 地域の高齢者の見守り
  - 介護予防の普及活動
  - 福祉施設の花壇整備や掃除 ほか



▲サポーター登録者に、ポイントを記録する手帳を配布します

### いきいきサポーター研修・登録会

- 時 2月22日(水) 13:30~15:30
- 場 中目黒GTプラザホール(上目黒2-1-3)
- 内 いきいきポイント事業の説明、活動紹介・心構え、登録会(住所・氏名が確認できる書類を持参)
- 対 65歳以上で、要介護・要支援の介護保険サービスを受けていない区内住者
- 定 35人(先着)
- 申 電話、FAX(講座名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、手話通訳希望者はその旨を記入)で、2月1~14日に、高齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、FAX5722-9474)へ

## 親族後見人サポートをご活用ください

区権利擁護センター「めぐろ」 (☎5768-3964、FAX5768-3965)



裁判所に出す書類の書き方はこれでいいの?

後見業務に関する最新情報を知りたい

親族後見人同士で話してみたい

親族の後見人になった後の、後見業務に関する不安や困りごとの解決をサポートしています。身近な相談窓口として、ぜひご利用ください。利用を希望するかたは、電話でお問い合わせください。

- 対 親族の成年後見人、保佐人、補助人、監督人選任後の任意後見人を受任しているかた
- 内 後見業務に関する一般相談、弁護士などによる専門相談(予約制・無料)、情報提供(家庭裁判所の動向や報告書の書式変更等)、親族後見人交流会

### 親族後見人交流会を開催します

司法書士や社会福祉士などの専門職を交え、親族後見人同士の意見・情報交換、後見活動の学習を行います。日頃の後見活動の不安や戸惑い、聞いてみたいことを後見人同士で話し合ってみませんか。また、専門職が実務に関する相談にも応じます。

- 時 3月6日(月) 13:30~15:30
- 場 総合庁舎別館4階目黒区社会福祉協議会
- 師 司法書士 肘井佐和子氏、社会福祉士 蛸崎邦子氏
- 定 5人(先着)
- 申 2月1日から、電話、FAX(講座名・氏名(ふりがな)、電話・FAXを記入)で、権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、FAX5768-3965)へ

